

2 文科高第 1340 号
医政発 0331 第 79 号
令和 3 年 3 月 31 日

各国公私立大学長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）については、別紙のとおり令和 3 年 3 月 31 日に公布されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

1、改正の趣旨

臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号。以下「指定規則」という。）第 2 条においては、文部科学大臣及び都道府県知事が行う臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 1 号に規定する学校又は臨床検査技師養成所の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、別表に定める教育内容を行うものであることとしている。

今般、チーム医療の推進による臨床検査技師の役割の拡大や検査機器の高度化など、臨床検査技師を取り巻く環境の変化に対応するため、「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、臨床検査技師養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和 2 年 4 月に報告書が取りまとめられた。

当該報告書においては、指定規則別表に定める教育内容等について、

- ・ 教育内容の見直しを行うとともに、総単位数を現行の 95 単位から 102 単位に引き上げること
 - ・ 臨地実習において必ず実施又は見学させる行為を明確に定めること
- 等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を行った。

2、改正の概要

「別表」を「別表第 1」に改正し、教育内容及び単位数を以下のように改正する。

改正前		
	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14
	<u>人間と生活</u>	
専門基礎分野	人体の構造と機能	8
	<u>医学検査の基礎とその疾病との関連</u>	5
	<u>保健医療福祉と医学検査</u>	4
	<u>医療工学及び情報科学</u>	4
専門分野	<u>臨床病態学</u>	<u>6</u>
	<u>形態検査学</u>	<u>9</u>
	<u>生物化学分析検査学</u>	<u>11</u>
	<u>病因・生体防御検査学</u>	<u>10</u>
	<u>生理機能検査学</u>	<u>9</u>

改正後		
	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14
	<u>人間と生活・社会の理解</u>	
専門基礎分野	人体の構造と機能	8
	<u>臨床検査の基礎とその疾病との関連</u>	5
	<u>保健医療福祉と臨床検査</u>	4
	<u>医療工学及び医療情報</u>	4
専門分野	<u>病態学</u>	<u>7</u>
	<u>血液学的検査</u>	<u>4</u>
	<u>病理学的検査</u>	<u>5</u>
	<u>尿・糞便等一般検査</u>	<u>3</u>
	<u>生化学的検査・免疫学的検査</u>	<u>6</u>
	<u>遺伝子関連・染色体検査</u>	<u>2</u>
	<u>輸血・移植検査</u>	<u>4</u>
	<u>微生物学的検査</u>	<u>6</u>
	<u>生理学的検査</u>	<u>10</u>

	検査総合管理学	<u>7</u>
	医療安全管理学	<u>1</u>
	臨地実習	<u>7</u>
	合計	<u>95</u>

	臨床検査総合管理	<u>6</u>
	医療安全管理	<u>2</u>
	臨地実習	<u>12</u>
	合計	<u>102</u>

別表第1の臨地実習の備考として以下の内容を追加する。

- ・ 1単位は、臨地実習を開始する前に臨地実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導（技能実習到達度評価）を行うこと。
- ・ 3単位以上は、生理学的検査に関する実習を行うこと。

なお、新カリキュラムに従い臨地実習を行う学生を指導する臨地実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であり、かつ、「臨床検査技師臨地実習指導者講習会の開催指針について」（令和3年3月〇日付け厚生労働省医政局長通知）において厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であることとする。

ただし、在宅や介護といった訪問医療等では、必ずしも医師が行う訳ではなく、看護師だけで行う場面も多いことから、これらにおける実習指導者は医師または看護師とすることを妨げないこととする。

「別表第2」を新設し、臨地実習の内容ごとに実施又は見学させる行為を下記のとおり定め、これらを臨地実習において必ず実施又は見学させることを指定規則第二条に定める基準として新たに追加する。

なお、実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 患者の安全の確保の観点から、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度検査等を実施した上で臨床に提供すること。
- ・ 個々の患者から同意を得た上で実施すること。

実習	実施させる行為	見学させる行為
生理学的検査に関する実習	標準 12 誘導心電図検査 肺機能検査（スパイロメトリー）	ホルター心電図検査のための検査器具装着 肺機能検査（スパイロメトリーを除く。） 脳波検査 負荷心電図検査

		超音波検査（心臓、腹部） 足関節上腕血圧比検査
検体検査に関する実習	血球計数検査 血液塗抹標本作成と鏡検 尿定性検査 血液型検査 培養・Gram 染色検査	精度管理（免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査） メンテナンス作業（免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査） 臓器の切り出し及び写真撮影 標本作成及びその報告
その他の実習		検査前の患者への説明（検査手順を含む。） チーム医療（栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導） 検体採取

その他所要の改正を行う。

3、施行期日

令和3年4月1日

以上



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(七三三)
○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令(七四四)

(府 令)

○内閣府聴聞手続規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)
○公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令(同一九)
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一〇)
○個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一二)
○特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令(同一三)

(府令・省令)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・財務・経済産業三)

○経済産業省関係総合特別区域法第五十二条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令
(内閣府・経済産業一)

○沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令(同一二)

○中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令(同一三)

(復興庁令)

○東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令
(復興庁一)

(復興庁令・省令)

○国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令
(復興庁・国土交通一)

(省 令)

○郵便法施行規則の一部を改正する省令(総務二九)
○地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同一〇)

○令和二年度から令和六年度までににおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令(総務・財務一)

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令
(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)

○司法試験法施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○財務省聴聞手続規則の一部を改正する省令(財務一)

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令(同一二)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

○学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(文部科学一四)

○科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一五)

○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一六)

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七)

○科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令(同一八)

○美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令
(文部科学・厚生労働一)

○臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同一二)

○歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同一三)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令
(文部科学・経済産業一)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令
(文部科学・経済産業・原子力規制委一)

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六四)

○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六五)

○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六六)

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(同六七)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

備考	合	放射線安全管理学 医療安全管理学 実践臨床画像学 臨床実習	計	百二
		十二		

備考	合	放射線安全管理学 医療安全管理学 (新設) 臨床実習	計	九十五
		十		

備考
一・二 (略)
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習
十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門
基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十単位以上)であるときは、この表の教育内容こ
との単位数によらないことができる。
四 臨床実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。

備考
一・二 (略)
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習
十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十五単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門
基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十単位以上)であるときは、この表の教育内容こ
の単位数によらないことができる。
四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号、以下「法」という。)第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所及び診療放射線技師養成所が
令(昭和二十八年政令第三百八十五号、以下「令」という。)第八条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は診療放射線技師養成所がこの省令による改正後の診療放射線技師学校
養成所指定規則(以下「新規則」という。)第二条第四号の規定により有すべき診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者である専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、
令和三年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
第三条 この省令の施行の際現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所及び診療放射線技師養成所が
令(昭和二十八年政令第三百八十五号、以下「令」という。)第八条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は診療放射線技師養成所
が新規則第二条第五号の規定により有すべき免許を受けた後五年以上法第二十条第二項に規定する業務を業として行つた診療放射線技師である専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、
令和三年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 この省令の施行の際現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所において診療放射線技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則
別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
第五条 新規則別表第一に定める教育の内容については、令第七条第一項の指定又は令第九条第一項(令第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の変更の承認を受けよう
とするものは、この省令の施行の日前においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、この省令の施行の日前においても、令第七条第一項又は令第九条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。
この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日にその効力を生ずる。

○文部科学省
厚生労働省 令第二号

臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第十条第一項の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年三月三十一日

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和四十五年文部省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(傍線部分は改正部分)

(指定基準)

第二条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(指定基準)

第二条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 田村 憲久

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに三を加えた数）以上は、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに二を加えた数）とすることができる。

五 十二（略）

別表第一（第二関係）

基礎分野	教育内容	単位数	備考
科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	人体の構造と機能 臨床検査の基礎とその疾病との関連 保健医療福祉と臨床検査 医療工学及び医療情報	十四	
専門基礎分野	病態学 血液学的検査 病理学的検査 尿・糞便等一般検査 生化学的検査・免疫学的検査 遺伝子関連・染色体検査 輸血・移植検査 微生物学的検査 生理学的検査 臨床検査総合管理 医療安全管理 臨地実習	四 四 五 八 七 四 三 五 六 二 四 六 十 六 二 十二	一単位は、臨地実習を開始する前に臨地実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を行うこと。

三 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。

四 別表に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに三を加えた数）以上は、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに二を加えた数）とすることができる。

五 十二（略）

別表

基礎分野	教育内容	単位数	備考
科学的思考の基盤 人間と生活	人体の構造と機能 医学検査の基礎とその疾病との関連 保健医療福祉と医学検査 医療工学及び情報科学	十四	
専門基礎分野	臨床病態学 形態検査学 (新設) 生物化学分析検査学 (新設) (新設) (新設) 病因・生体防御検査学 (新設) 生理機能検査学 検査総合管理学 医療安全管理学 臨地実習	九 六 九 十一 十一 十 九 七 一 七 九 七	実習時間の三分の二以上は、病院又は診療所において行うこと。

実習		見学させる行為	
生理学的検査に関する実習	実施させる行為	見学させる行為	
標準十二誘導心電図検査肺機能検査 (スパイロメトリー)		ホルター心電図検査のための検査器具装着 肺機能検査(スパイロメトリーを除く) 脳波検査 負荷心電図検査 超音波検査(心臓、腹部) 足関節上腕血圧比検査	
検体検査に関する実習	血液塗抹標本作成と鏡検尿定性検査 血液型検査 培養・Gram染色検査	精度管理(免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査)	

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十二単位以上及び臨地実習以外の教育内容九十単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野五十五単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二(第二条関係)

合	計	百二	
			三単位以上は、生理学的検査に関する実習を行うこと。
			実習時間の三分の二以上は、病院又は診療所において行うこと。
			別表第二の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させること。

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習七単位以上及び臨地実習以外の教育内容八十八単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野五十三単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

(新設)

合	計	九十五	

その他の実習	
メンテナンズ作業(免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査) 臓器の切り出し及び写真撮影 標本作成及びその報告 検査前の患者への説明(検査手順を含む) チーム医療(栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導) 検体採取	

附 則

第一条 (施行期日) この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の指定を受けている学校又は臨床検査技師養成所において臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則(以下「新規則」という。)第二条第三号及び第四号並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 新規則別表第一及び別表第二に定める教育の内容について、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号。以下「令」という。)第十条第一項の指定又は令第十二条第一項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の変更の承認を受けようとするものは、この省令の施行の日においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、この省令の施行の日においても、令第十条第一項又は第十二条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日における効力を生ずる。

○文部科学省
厚生労働省 令第三号

歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第九条第一項の規定に基づき、歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
令和三年三月三十一日

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三十一年厚生省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(指定基準) 第二条 (略) 一、四 (略) 五 学生又は生徒の定員は、一学級三十人以内であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。 六、九 (略)	(指定基準) 第二条 (略) 一、四 (略) 五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。 六、九 (略)

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。